

## 見直し予定（鹿児島市内については現行のまま）

### 鹿児島・日置地区食育支援体制推進要領

#### 1 趣旨

近年，農林水産業・農山漁村の持つ多面的機能が注目され，食料生産のみならず国土保全，水源かん養，景観形成，伝統・文化の保存継承，都市住民への保健・休養の場の提供などのほか，生産活動体験等が子どもたちの人格の形成にも重要な役割を果たしていることが認められている。

このため，関係機関・団体等による「食育」に係る支援体制を整備することにより，将来の社会を担う子どもたちに，農林水産業・農山漁村の役割，食の楽しさや大切さ，食と健康などについて理解を促す機会を創出する。

#### 2 食育支援の種別と内容

種別 区分	農 業	林 業	水 産 業	流通・加工 食 と 健康
生産活動体験	野菜等の種まきから収穫までの作業体験など	植林や椎茸の種駒打ち込み作業等の体験など	稚魚等の放流体験など	
出 前 授 業	農業の役割と農産物の生産や流通の仕組みなど（フワアレンジメント体験も含む）	森林の役割や木材，椎茸等の生産と流通の仕組みなど	水産業の役割や水産物の生産と流通の仕組みなど	かごしま版食事バランスガイドによる食生活改善等の講話など
施 設 見 学	栽培施設や食品加工施設，青果市場，家畜市場，農産物集選果施設，畑地かんがい施設等の現地見学	木材加工施設，特用林産物加工施設等の現地見学	魚市場，水産加工施設，養殖施設等の現地見学	食品関連企業（食品加工工場，焼酎工場，量販店等）の施設等の現地見学
調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して，生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される農産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して，生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される特用林産物を利用した調理・加工体験	地域の加工施設等を利用して，地域で獲れた魚貝類を利用した調理・加工体験	
情 報 提 供	授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供，各施設や関係団体等の仕事内容の紹介ビデオ・DVD等の貸出及び提供			

#### 3 対象者

- (1) 市村教育委員会を通じて申込みのあった小学校・中学校等の生徒，教師及び保護者
- (2) 上記(1)以外の者。当面の間，保育所（園），幼稚園，私学の小・中学校，高等学校，大学等の生徒等，教師及び保護者とする。

#### 4 食育支援の連携

食育支援の実施に当たっては，市村教育委員会と連携を図るとともに，市村（農業，林業，水産部局），農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，九州農政局鹿児島地域センター，森林管理署及び県農政・林務水産部局等，食育支援を実施している関係機関・団体と連携し協力して支援を実施する。

また，生産活動の体験等については，農林漁業者や食育に取り組んでいる団体・個人，流通・加工関係者等の協力を得て実施する。

#### 5 食育支援の窓口

総合窓口については、鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課（以下、総合窓口という。）とし、支援の申込みに対する対応の分担等については、総合窓口が調整する。

#### 6 食育支援リストの整備

総合窓口は「食育支援リスト」（別添）を整備する。支援リストへの登録については、本人の同意を得ることとする。総合窓口は登録者に対し、原則として毎年、意向についての確認を行う。

#### 7 食育支援の申込みの受付

(1) 小・中学校等は、「食育支援申込書」（別紙1）を市村教育委員会へ提出する。

市村教育委員会は、市村窓口と協議・調整の上、申込書を総合窓口へ提出する。

(2) (1)以外（保育所、幼稚園、私学の小・中学校、高等学校、大学、その他一般等）からの食育支援の問い合わせについては、食育支援リストの中から、総合窓口が「食育支援紹介書」（別紙2）により支援候補者を紹介する。

併せて、総合窓口は支援候補者に対し、支援協力を別紙3により依頼する。

なお、食育支援の実施にあたっては、支援を希望する者が直接、支援候補者と連絡調整を行うものとする。

#### 8 食育支援の申込み期限

(1) 小・中学校等から各市村教育委員会への申込み期限は

① 第1回提出期限を実施希望前年度の1月20日

② 第2回提出期限を実施希望年度の4月20日とする。

(2) 各教育委員会から総合窓口への申込み期限は

① 第1回提出期限を実施希望前年度の1月末

② 第2回提出期限を実施希望年度の4月末とする。

(3) やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

#### 9 食育支援にかかる経費

支援にかかる経費については、原則として対象者の負担とする。

#### 10 食育支援にかかる実績報告

対象者が支援を受けた場合は、実施日から1ヶ月以内に「食育支援実施報告書」（別紙4）を総合窓口へ提出する。

#### 11 その他

この要領に規定のない事項については、必要に応じて総合窓口で調整を図り決定する。

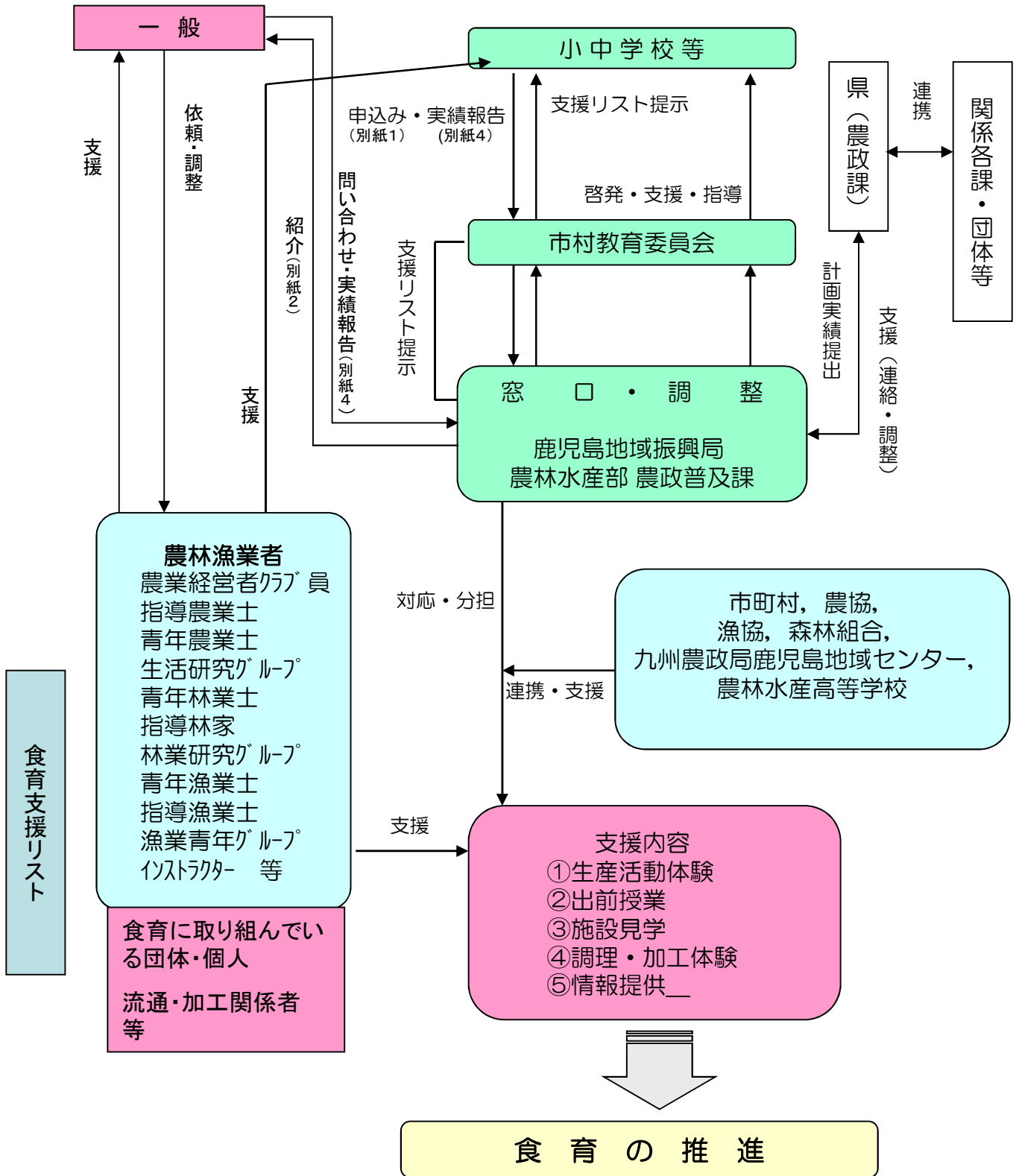
なお、総合窓口は必要に応じ、4の関係機関・団体で構成する「鹿児島地区食育支援体制推進会議」を開催することができる。

また、別途各種事業で実施している食育の支援については、この推進要領の対象外である。

附則 この要領は、平成21年12月15日から適用する。

この要領は、平成26年11月11日から適用する。

# 鹿児島・日置地区「食育」支援推進体制



## 食育支援申込書

令和 年 月 日

鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長 殿

学 校 名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者名

このことについて、下記のとおり申し込みます。

## 記

区 分	内 容	
希望する支援内容 の種別(○で囲む)	種 別	農 業 ・ 林 業 ・ 水産業 流通, 加工 ・ 食と健康
	メニュー	生産活動体験 ・ 出前授業 ・ 施設見学 調理, 加工体験 ・ 情報提供
希望する支援の 日時及び実施場所	日 時:令和 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分 場 所:	
支援希望対象者 及び人数		
実施の趣旨 及びねらい		
希望する支援の 具体的内容		
支援を希望する 機関・団体名等		

## 食育支援紹介書

令和 年 月 日

様

鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長

このことについて、下記のとおり紹介します。

なお、日程等の都合で対応できない場合もありますので、御了承ください。

## 記

区 分	内 容	
支援候補者名	氏 名	
	連絡先	TEL FAX
支援候補者名	氏 名	
	連絡先	TEL FAX
備 考		

※支援候補者に対しても、紹介した旨を下記担当から連絡してあります。

支援希望者から、支援候補者へ直接、連絡・依頼し、調整を行ってください。

なお、依頼・調整後の結果(支援を受けられることになったかどうか)について、下記へ報告してください。

※食育支援を受けた後1ヶ月以内に、食育支援実績報告書を下記へ提出してください。

## — 問い合わせ・報告先 —

鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課  
農業振興係 担当:

住所 〒 892-8520 鹿児島市小川町3-56

電話 (099) 805-7271

FAX (099) 805-7408

e-mail kago-nousei-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp

【支援候補者として一般対象へ紹介した旨の連絡用】

(別紙3)

令和 年 月 日

様

鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長

食育支援について(依頼)

このことについて、あなたを食育支援候補者として下記の方へ紹介しましたのでお知らせします。

支援希望者等から直接、支援依頼がある予定です。依頼がありましたら、調整の上、御支援くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

支援希望者	住所: 連絡先 TEL FAX	
支援内容の種別 (○で囲む)	種別	農業・林業・水産業 流通,加工・食と健康
	メニュー	生産活動体験・出前授業・施設見学 調理,加工体験・情報提供
支援希望日時 及び実施場所	日時:令和 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分 場所:	
支援対象者 及び人数		
備考		

## 食育支援実績報告書

令和 年 月 日

鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長 殿

学校等名

代表者名

電話番号

担当者名

このことについて、下記のとおり報告します。

## 記

区 分	内 容	
希望する支援内容 の種別（○で囲む）	種 別	農 業 ・ 林 業 ・ 水産業 流通, 加工 ・ 食と健康
	メニュー	生産活動体験 ・ 出前授業 ・ 施設見学 調理, 加工体験 ・ 情報提供
支 援 を 受 け た 日 時 及 び 場 所	日 時: 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 場 所:	
支 援 対 象 者 及 び 人 数		
支 援 を 受 け た 農 林 漁 業 者 ・ 食 育 支 援 者 ・ 機 関 団 体 等 名		
受 け た 支 援 の 内 容		
支 援 を 受 け た 感 想 , 要 望 等		